

井戸水の使用・変更は届出を

井戸水などの水道水以外の水を使用して公共下水道や農業集落排水に汚水を流す場合には、あらかじめ市への届出が必要です。

また、すでに届出をしている方も、次の変更がある場合は市へ報告が必要です。

- ・井戸水から水道水へ切り替えた
- ・井戸水を使用する箇所を変更した

・転入転出などで使用人数が変更した



排水管の点検や洗浄のチラシは三木市と関係ありません

最近、「排水管の点検」や「排水管の洗浄」などのチラシが郵便受けに配布され、市民の方から問い合わせがあります。

このようなチラシは民間事業者によるもので、市の事業とは一切関係ありません。宅地内の排水管は各家庭で維持管理を行っていたり、個人財産について、市から業者に依頼して点検や洗浄を行うことはありません。

チラシに「期間中の特別な格安料金」と記載されていても、条件によっては高額となることもあります。依頼する場合は、複数の業者から見積もりをとって比較したり、信頼できる方に相談するなど、十分に納得されてから契約することをお勧めします。

問(市)下水道課 下水道管理係

自由が丘地域防災訓練に参加

1月に行われた地域防災訓練には約800人が参加しました。応急給水栓から、給水袋に水を入れ、リュックサック状にして背負う飲料水給水訓練を行いました。

この活動を通して、水の大切さを知り、災害発生時に慌てず給水活動ができるよう、啓発に努めています。



問(市)水道工務課

令和元年度 水質検査結果 三木の水道はすべて水質基準を満たしています

(平成31年4月～令和2年3月) ※年間平均値

問(市)水道工務課 施設係

項目	水質基準値	配水区域名										
		三木山	東部	西部	脇川	広野	自由が丘	城山	小林	北部	みなぎ台	畑枝
一般細菌	100個/ml以下	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
大腸菌	検出されないこと	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出
塩化物イオン	200mg/l以下	15	13	12	15	13	12	16	18	18	18	17
有機物	3mg/l以下	0.3未満	0.9	0.3未満	0.4	0.3未満	0.8	0.3未満	0.3未満	0.8	0.8	0.8
PH値	5.8以上8.6以下	7.3	6.9	7.1	7.2	7.1	6.9	7.3	7.5	7.5	7.4	7.3
味	異常でないこと	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし
臭気	異常でないこと	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし
色度	5度以下	0.5未満	0.5未満	0.5未満	0.5未満	0.5未満	0.5未満	0.5未満	0.5未満	0.5未満	0.5未満	0.5未満
濁度	2度以下	0.1未満	0.1未満	0.1未満	0.1未満	0.1未満	0.1未満	0.1未満	0.1未満	0.1未満	0.1未満	0.1未満

商店街での出店や既存店の魅力向上を支援

市内の商店街の空き店舗を活用して商売などを展開しようと考えている方(チャレンジショップ)や、既存店舗の魅力向上に努める事業(市内既存店(商店)魅力向上支援事業)に対して助成します。

チャレンジショップ

- ▼募集期限 6月26日(金)
- ▼助成内容 家賃補助(家賃の2分の1以内、上限月額7万円)
- ▼助成期間 最長12カ月間
- ▼対象要件 新規出店希望者

市内既存店(商店)魅力向上支援事業

- ▼募集期限 令和3年1月15日(金)
- ▼助成内容 事業費助成(助成対象経費3分の2以内、上限20万円)
- ▼対象要件 既存場所で3年以上継続して事業を営む方。詳しくは、問い合わせください。

問(市)申請 商店街等パワーアップ事業推進委員会事務局

三木市商店街連合会
☎82-3190
☎83-3377

(市)商工振興課 商業労政係



吉川町商工会10%プレミアム付き商品券を販売

地域経済の活性化を図るとともに、市民の皆様のくらしを応援するため、今年も例年より1カ月早くプレミアム付き商品券を販売します。

- ▼日時 6月1日(月)～30日(火) (売り切れ次第終了、土日除く)
- ▼場所 吉川町商工会館(吉川町吉安)
- ▼対象 市内在住・在勤の方

費用 10,000円/セット (1,000円券11枚綴り、額面11,000円)

- ▼購入限度 5セット/世帯
- ▼使用期限 11月30日(月)
- ▼販売数 2,000セット
- ▼注意 現金への換金は不可。おつりは出ません。

問(市)吉川町商工会
☎72-11406

勤労者住宅資金融資あっせん制度のご案内

融資対象

- ・ 次の全ての要件に該当する方(事業主および家族従業員は除く)
 - ・ 同一事業所に1年以上勤務し、かつ市内に1年以上居住している、または同一事業所に3年以上引き続き勤務している
 - ・ 市内に自己の住宅を建築(増改築を含む)または購入しようとする
 - ・ 融資金の返済能力を十分に有する
 - ・ 満20歳以上55歳未満(最終返済時の年齢が76歳未満)
 - ・ 市税を滞納していない

取扱金融機関の指定する保証機関の保証が受けられる

- ▼融資限度額 2,000万円以内
- ▼融資期間 35年以内
- ▼利率 固定金利型(年1.85%)
- ▼償還方法 元利均等月賦償還方式(半年賦償還併用方式可)

取扱金融機関 近畿労働金庫北播支店
☎0795-23-5551

問(市)商工振興課 商業労政係

融資制度のご案内

市内の中小企業者に低金利による事業資金の貸付をあっせんします。

▼対象者

- ・ 個人事業主・市民
- ・ 法人・市内に本店を置く事業者

▼資金使途・貸付限度額

- ・ 一般資金(運転・設備) 2,000万円以内
- ・ 小規模事業者無担保保証人資金(運転・設備) 1,250万円以内
- ・ 公害防止設備資金 800万円以内
- ・ 起業家支援資金・新分野進出支援資金(運転・設備) 1,000万円以内

▼利率 1.1%

▼信用保証料補給率 50%

▼利息補給

- ・ 小規模事業者無担保保証人資金補給率20%
- ・ 公害防止設備資金 補給率60%～100%

取扱金融機関 市内の銀行、信用金庫、信用組合、JAの各支店

融資制度は信用保証協会の保証付となり、別途信用保証料が必要ですが、取扱金融機関または信用保証協会の審査により融資を受けられない場合があります(令和2年4月1日～令和3年3月31日までに実行された融資に適用)。

問(市)商工振興課 中小企業振興係